

お知らせ

南信交通共済への加入

南信交通共済は南信地域の21町村で運営し、交通事故で加入された方が死亡・けが・身体障害者1〜3級になったとき、見舞金を受け取ることができ、見舞金の受け取ることもできる制度です。

加入はいつでもでき、1年加入の場合年額3500円・短期加入の場合は1ヵ月30円の安い掛金で、入院(2日以上)1日2000円、通院治療(3日以上)1日5000円の見舞金に基礎見舞金20000円を加えた額(20万円限度)が支払われます。

また、死亡時には120万円、後遺障害となった場合には、別後遺障害見舞金(30万〜40万円)も支払われます。

ご家族の安心のためにも、ぜひ交通共済への加入をお勧めします。



●1年加入申込期日

4月30日(水)まで

【共済期間】

平成26年5月1日

〜平成27年4月30日

●短期加入(随時受付)

【共済期間】

掛金納入の翌月1日

〜平成27年4月30日

問 総務課 管財係

☎62-92222

町内一斉野そ(野ねすみ) 駆除の実施

野ねずみによる農地に及ぼす被害の減少を目的に、町内一斉駆除を実施します。

●駆除実施日時

4月5日(土)〜6日(日)

午前8時〜午後4時

(区によっては、実施日時が異なる場合があります)

農家の皆様は、薬剤の使用方法について十分ご注意ください。事故のないよう実施してください。

また、ペットを飼われている方は、主旨をご理解のうえ、ご注意願います。

問 産業課 農林係

☎62-92222

民生・児童委員の一部交代

昨年12月より新たな体制となった民生・児童委員43名(内主任児童委員3名)に一部交代がありましたのでお知らせします。

●地域担当委員

【富士見台区】

藤森 明 ☎62-22089

(任期：平成26年3月1日

〜平成28年11月30日)

●主任児童委員

【本郷地区・落合地区】

森山悦子 ☎64-2801

(任期：平成26年4月1日

〜平成28年11月30日)

民生・児童委員は、地域住民のあらゆる相談に応じ、必要な支援を行い、誰もが心豊かに生活できるよう活動しています。相談内容が他に漏れることはありません。安心してご相談ください。

問 住民福祉課 社会福祉係

☎62-9144

毎年4月2日〜4月8日は「発達障がい啓発週間」です

国は、例年4月2日〜4月8日を「発達障がい啓発週間」と定め、全国各地でブルーライトアップ等さまざまなイベントが行われます。また、毎年4月2日を「世界自閉症啓発デー」と国連で定め、全世界の人々に自閉症の理解を促してもらう取り組みが行われます。

発達障がいのひとつである自閉症の方は、脳の発達の仕方の違いから、特性として「他の人の気持ちや感情を理解すること」「新しいことを学習すること」「言葉を適切に使うこと」などが苦手です。そのため、ご本人が真面目に取り組んでいても誤解されることがあります。聴覚等の感覚が過敏であったり、記憶が抜群の方もいます。

多くの人には、変わった行動や理解し難い行動等に映るかもしれませんが、大事なことは発達障がいのある・なしに関わらず、その人は何が得意で何が苦手なのか、「その人らしさ」に目を向けることです。

お互いに個性を認め合い、その人らしく生きていくために、その人に合った対応策をみつけていくことが大切です。

問 住民福祉課 保健予防係

☎62-9134

春の全国交通安全運動

4月6日(日)〜4月15日(火)

【スローガン】

「信濃路は ゆとりの笑顔と ゆずりあい」

●運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

●運動の重点

- ・ 通学路、生活道路の安全確保
- ・ 歩行者保護の徹底
- ・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・ 飲酒運転の根絶
- ・ 自転車の安全利用の推進(特に自転車安全利用五則の周知)

夕暮れ時から夜間にかけて、自宅近くで交通事故にあらう方が増えています。

また、入学や新学期のころは、子どもが交通事故にあらう危険も増加します。家族と一緒に通学路や自宅近くの危険箇所を点検し、地域ぐるみで富士見町から交通事故をなくしましょう。

問 建設課 都市計画管理係

☎62-9216



林野火災を防止しよう!

【平成26年全国山火事予防運動 全国統一標語】

「守りたい 森の輝き 防火の心」

日に日に暖かくなり、過ごしやすい季節となってきました。これからの時期は空気が乾燥し、風が強く吹くため「焚き火」「火入れ」などの火が、思っている以上に広範囲に広がってしまう危険性があります。

また、いったん林野火災が発生すると、火の回りが予想以上に速く、煙に巻かれてしまうことがあります。

林野火災を未然に防ぐためにも、次のことに注意して大切な森林を守りましょう。

- ・ 枯れ草のある所で焚き火はやめる。
- ・ 風が強いときや空気の乾燥している時の焚き火はやめる。
- ・ 焚き火から離れる時は、完全に火を消す。
- ・ タバコの投げ捨てはしない。
- ・ タバコは、指定された場所です喫煙し、吸いがらは必ず消す。
- ・ 土手焼き、焚き火をする時は、必ず消火用具を用意する。

林野火災を発見した際には無理して消そうとせず、速やかに消防署に通報してください。

問 諏訪広域消防

富士見消防署 予防係

☎61-0119

